

# 第2次魚津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和8年3月

魚 津 市

# 《 目 次 》

## 第1章 はじめに

1	計画策定の背景と目的	1
2	対象地域	1
3	対象廃棄物	1
4	計画の位置づけ	1
5	計画期間	3
6	第1次計画の総括	3

## 第2章 地域概要

1	位置・地勢	5
2	気象	6
3	人口	7
4	産業	8
5	土地利用	9

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現況

1	ごみ分別区分	10
2	ごみ処理の流れ	11
3	ごみ排出量の現況	12
4	収集・運搬の現況	14
5	中間処理の現況	15
6	最終処分の現況	17
7	減量化・資源化の現況	18
8	ごみ処理経費	19
9	ごみ処理における課題	20

### 第2節 ごみ処理基本計画

1	基本目標と基本方針	21
2	基本目標のための役割	23
3	目標の設定	24
4	目標達成にむけた主な取り組み	27

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景と目的

魚津市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に「魚津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（H28～R7）（以下、「第1次計画」という。）を策定し、環境負荷が少ない循環型社会の形成を目標として「市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進」、「環境負荷の少ない処理システムの構築」を進め、ごみの減量化や家庭ごみの分別リサイクル率向上を目指してきました。

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動により、資源やエネルギーの枯渇、廃棄物処理に伴う環境負荷など地球規模での環境問題が深刻化しています。また、食品ロスや海洋プラスチック問題など新たな課題にも対応しなければなりません。国では、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、リサイクルの推進に係る諸法の制定等が行なわれ、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法的基盤の整備を進めています。

本市では、新川広域圏において指定袋制の導入や、資源ごみの分別収集など、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。

本計画は第1次計画に引き続き、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的かつ中長期的に推進するための指針として策定するものです。

## 2 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

## 3 対象廃棄物

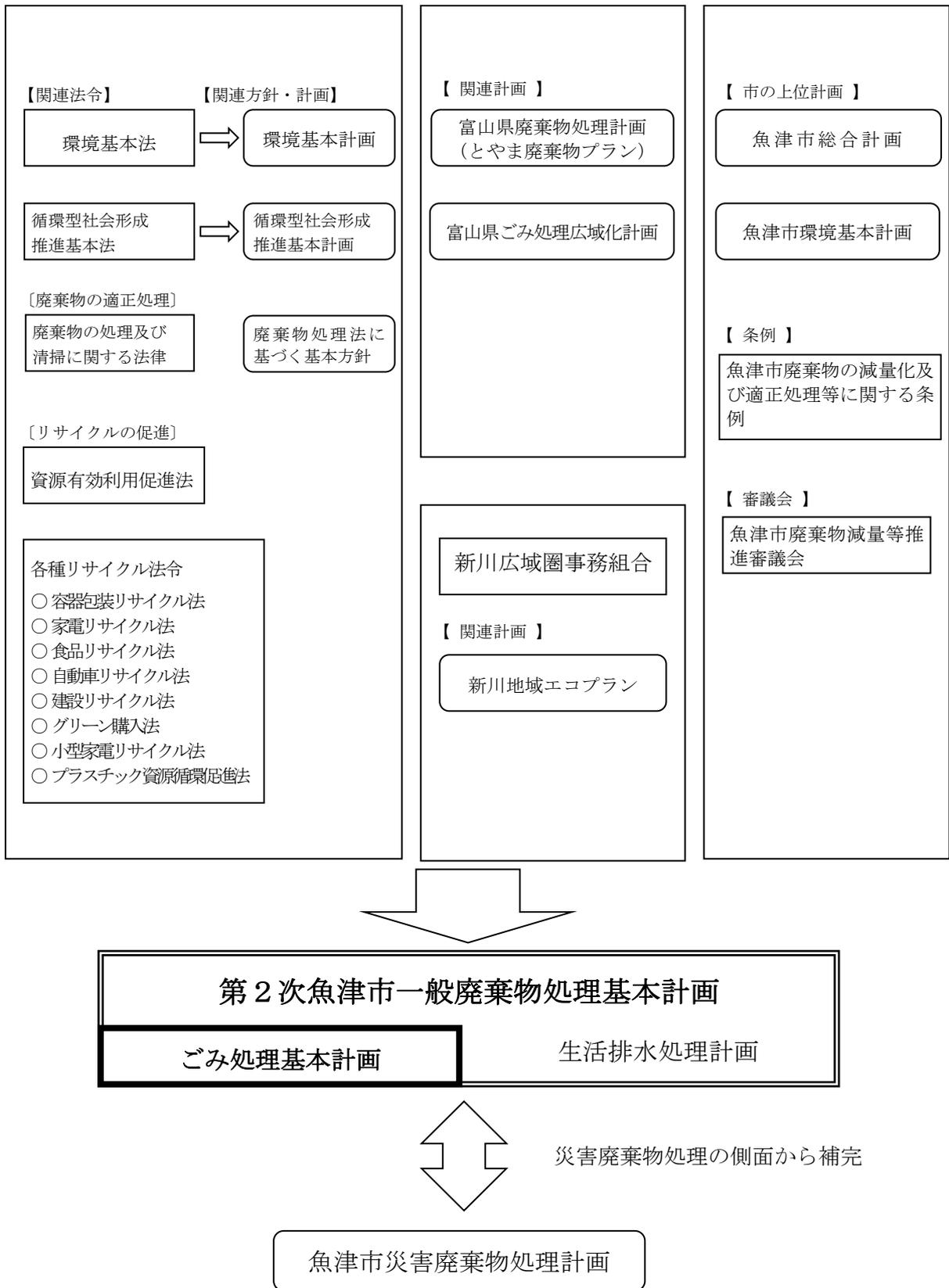
本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみとします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画として位置づけ、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めたものです。

策定に際しては、「魚津市総合計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画との調整にも努めるものとします。

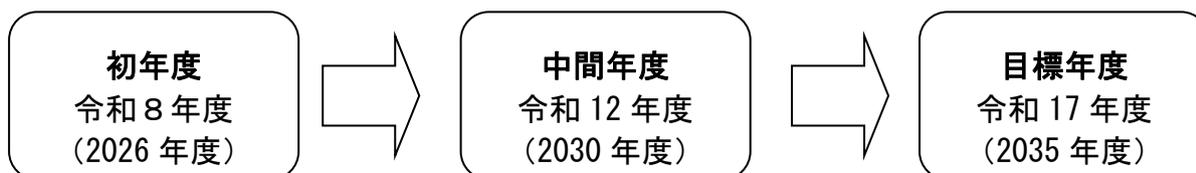
【図 1 - 1】 本計画の位置づけ



## 5 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から10年間を計画期間とし、令和17年度（2035年度）を最終目標年度に設定しています。また、計画の進捗状況の把握と社会情勢の変化等を踏まえ、5年を目途に計画を見直すこととし、令和12年度（2030年度）を中期目標年度として設定しています。

なお、社会情勢や法制度等の諸条件に大きな変動のあった場合には、必要に応じて見直しを行なうものとします。



## 6 第1次計画の総括

### 1) 第1次計画の概要

第1次計画は平成28年3月に策定し、その期間を平成28年度から令和7年度の10年間とした上で中間年度である令和2年度に計画の見直し・改定を行いました。第1次計画では、以下の基本目標と基本方針を掲げ目標達成に向けた取組を進めました。

- 基本目標 環境負荷が少ない循環型社会の形成
  - ・基本方針1 市民事業者行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
  - ・基本方針2 環境負荷の少ない処理システムの構築

### 2) 第1次計画の期間中に実施した施策

- ・取組1 生ごみ、剪定枝のリサイクルシステムの構築
- ・取組2 集団回収の支援
- ・取組3 ごみ減量化・資源化の推進
- ・取組4 ごみ処理手数料の見直し
- ・取組5 収集体制の見直し
- ・取組6 ごみの分別ガイド及びカレンダーの充実
- ・取組7 特別管理廃棄物及び適正処理困難物の適正処理
- ・取組8 ごみステーションの管理、ごみ排出ルール厳守の徹底
- ・取組9 不法投棄防止の強化
- ・取組10 ごみ処理施設の適正管理の推進
- ・取組11 ごみ処理施設における資源回収の推進
- ・取組12 ごみ処理施設における温室効果ガス排出抑制に資する施設の整備
- ・取組13 廃棄物減量等推進員制度の活用
- ・取組14 不用品の再使用の推進
- ・取組15 ごみの新たな資源化方法の実施検討
- ・取組16 環境教育の推進

### 3) 基本計画の達成状況

#### (1) 1人1日あたりのごみ排出量

第1次計画では、平成26年度実績1,019gを基準とし、中間年度である令和2年度、最終年度の令和7年度に目標値を設定し、毎年前年比1%減の削減を目指してきました。

#### (2) 家庭ごみにおけるリサイクル率

第1次計画では、令和元年度の実績(18.80%)を基準とし、毎年0.1%の向上を目指してきました。

項目	令和2年度 目標値	令和2年度 実績値	令和6年度 実績値	令和7年度 目標値	令和7年度 推計値	達成状況
1人1日あたりのごみ排出量	968グラム	955グラム	921グラム	917グラム	※924グラム	未達成
家庭ごみにおける分別リサイクル率	19.36%	18.10%	18.64%	19.40%	※19.79%	達成
最終処分量の目標	減少	減少	減少	減少	減少	達成

※令和7年度推計値は、令和6年度実績及び令和7年4月から9月までの実績から推計しました。

#### (3) まとめ

本市においては、令和2年2月に「ゼロカーボン<sup>1</sup>シティ宣言」を行い、2050年までの温室効果ガス実質排出量ゼロを目指すこととしています。

ゼロカーボンの実現のためには、「再生可能エネルギーの導入」や「省エネルギーの推進」などの政策的取組みも必要ですが、ごみをなるべく出さないライフスタイルの定着やリサイクル活動の推進といった、市民一人一人の日常生活において実行できる取組みも必要です。

市民・事業者・行政がそれぞれの立場でごみを、長期的・効果的に処理するための基本方針を定め、環境にやさしい地域社会の実現を目指すため、本計画を策定します。

<sup>1</sup> 経済活動や日常生活から排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計で実質ゼロにすることを目指す考え方

## 第2章 地域概要

### 1 位置・地勢

本市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ25kmの距離にあり、総面積は、200.61k㎡です。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接しています。北西には富山湾が広がり、「ほたるいか・蜃気楼・埋没林」が本市の三大奇観としてよく知られています。

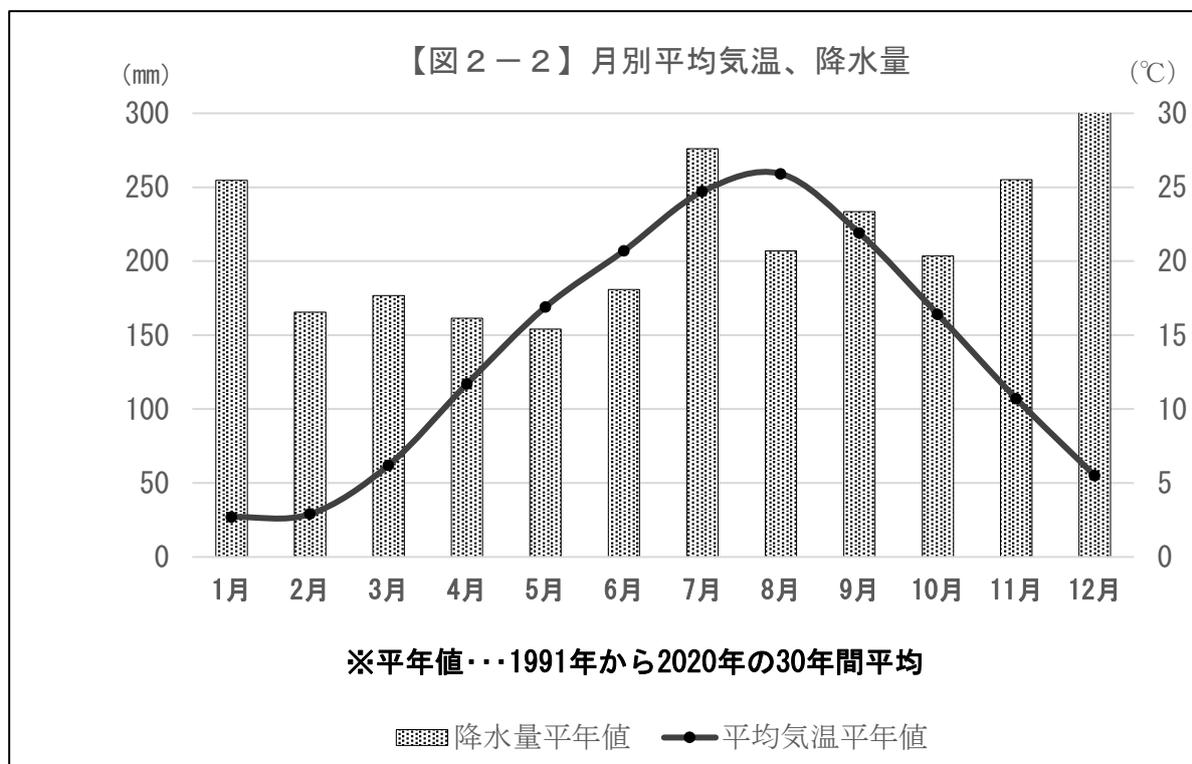
南東部は、最大標高2,415m（釜谷山：毛勝三山の一つ）に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっています。これらの山々を源として、片貝川・布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいます。市域の約70%が標高200m以上で急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へとおだやかな斜面を形成しています。海岸線は比較的平坦でその延長は、約8kmですが、海中は、急斜面となり一大深層を作っています。そのため、魚津の港は昔から良港として船の出入りが多く、魚の種類も豊富で魚津の名のごとく県下屈指の漁場として広く知られています。

【図2-1】本市の位置図



## 2 気象

本市の気候は日本海型気候帯に属し、年平均気温は13.9℃、年降水量は2,588mm、冬季の最深積雪は56cm（いずれも平年値）です。月別平均気温、降水量は【図2-2】のとおりです。



資料) 気象庁「気象統計情報」

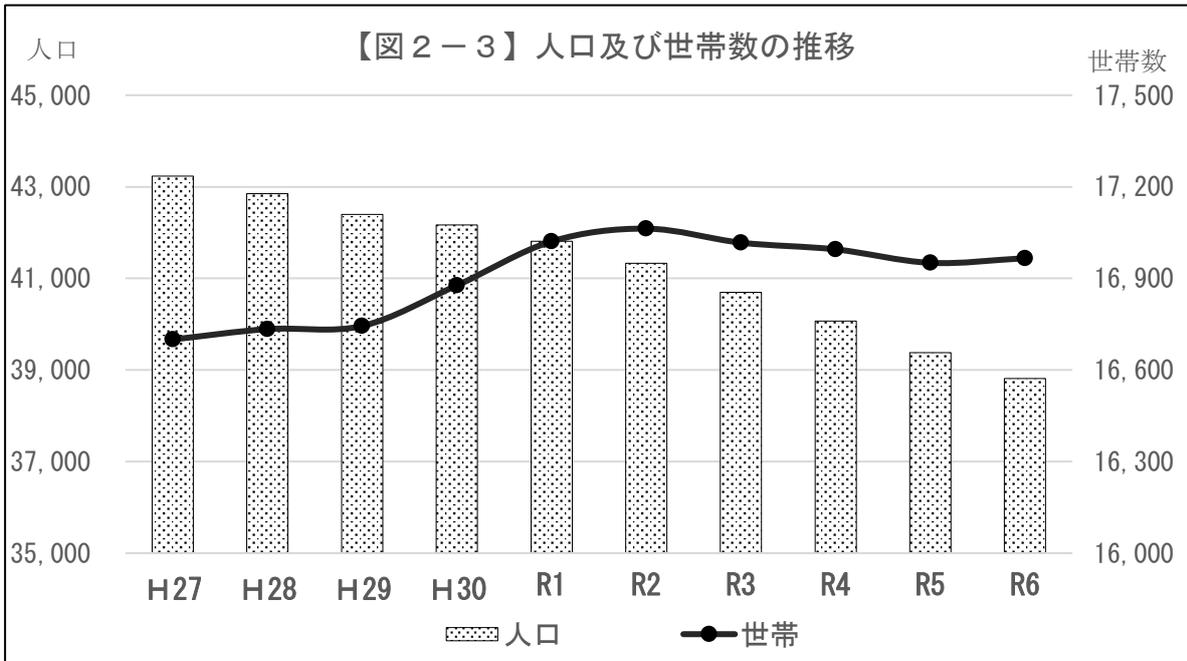
### 3 人口

本市の人口及び世帯数の推移【図2-3】です。

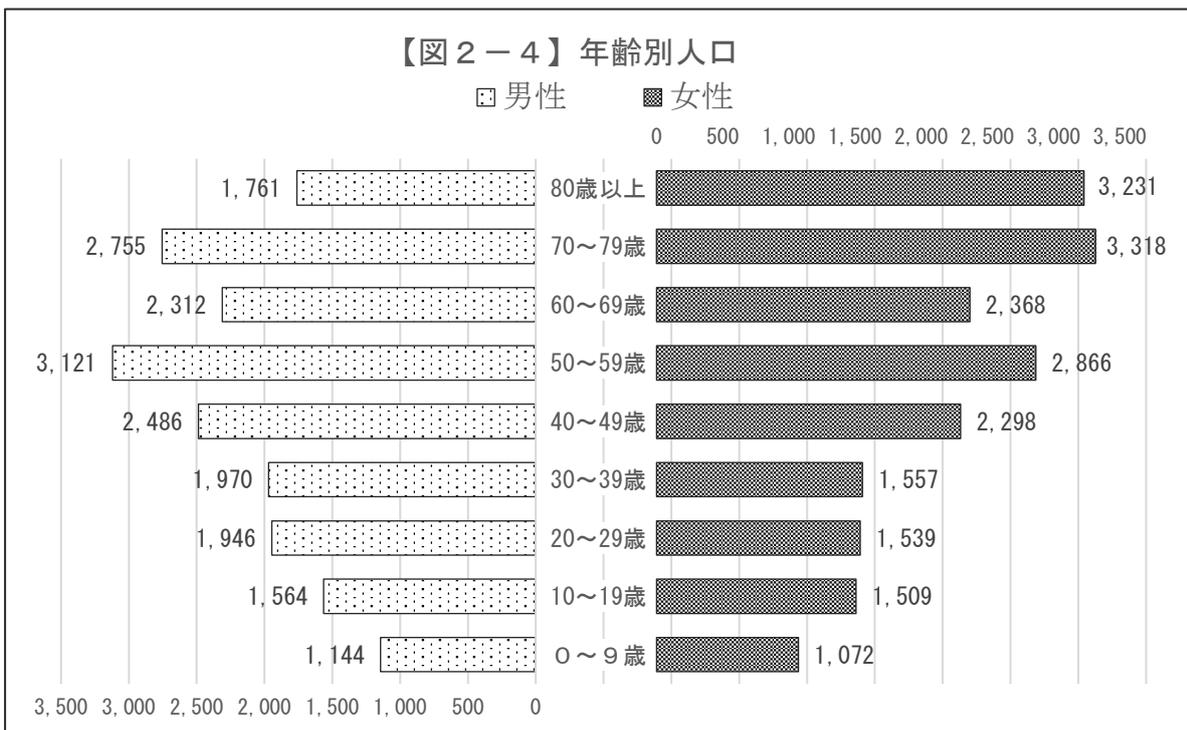
令和6年の総人口は38,817人、世帯数は16,966世帯であり、平均世帯人員が2.28人となっています。

人口は減少を続け、世帯数においても、令和2年度をピークとして減少傾向となっています。人口の減少傾向に対し、世帯数は増加傾向を示しており、核家族化の進行がみられます。

また、年齢別人口では、70歳代が全体の15.6%で最も多く、9歳以下が全体の5.7%と最も少なく少子高齢化がみられます。



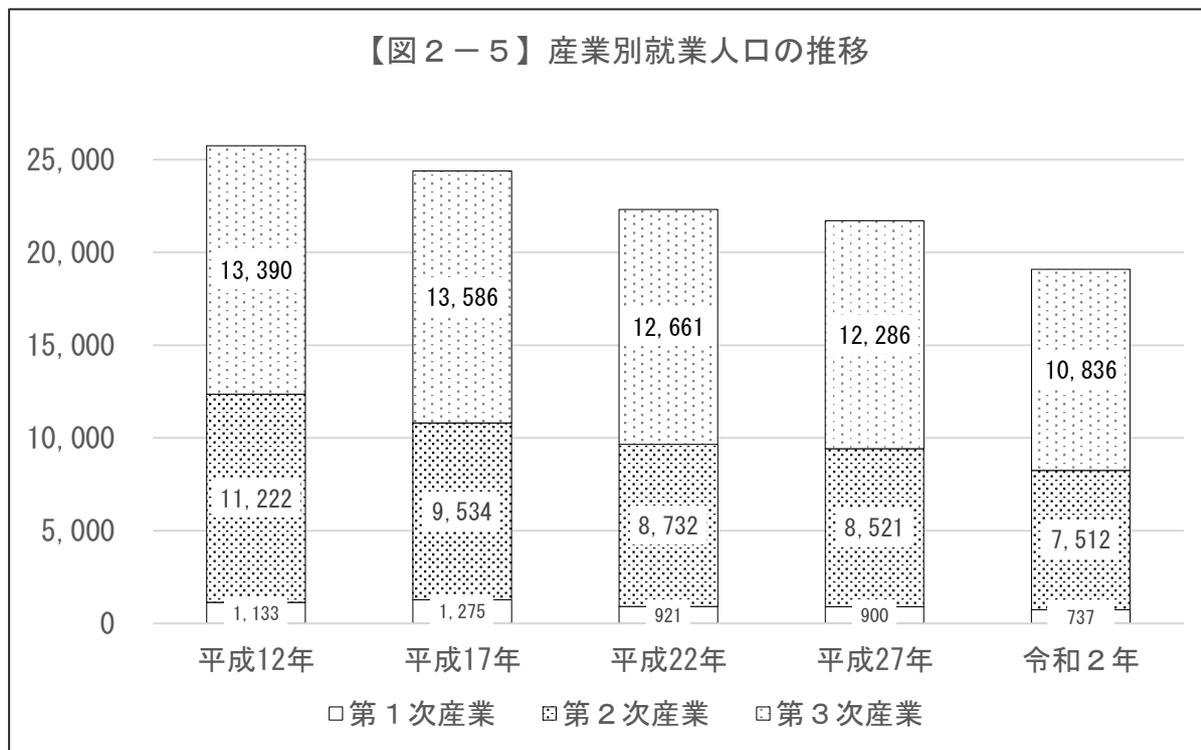
資料) 住民基本台帳（各年10月1日現在） ※外国人登録者を含む



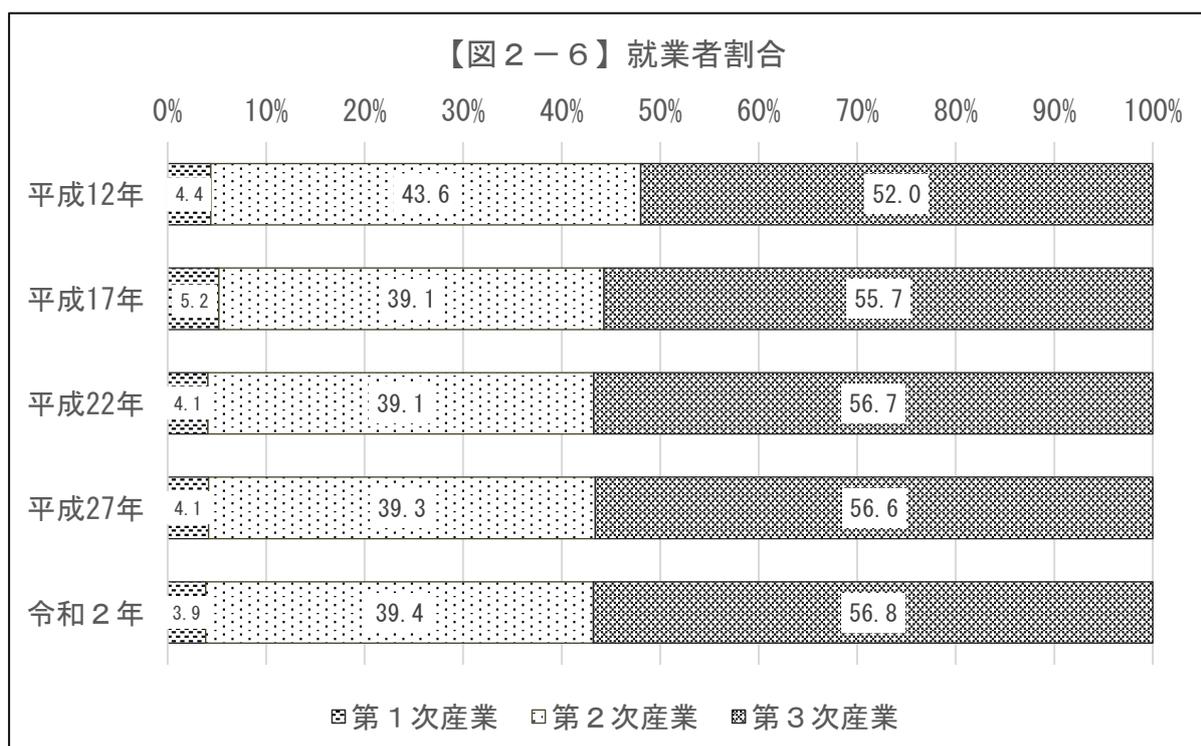
資料) 住民基本台帳（令和6年10月1日現在） ※外国人登録者を含む

#### 4 産業

本市の産業別就業人口の推移【図2-5】は、近年、全ての産業においてその就業者数は低迷しています。就業者割合は第1次産業は減少し続け、第2次産業及び第3次産業の割合は増加の傾向が見られます。



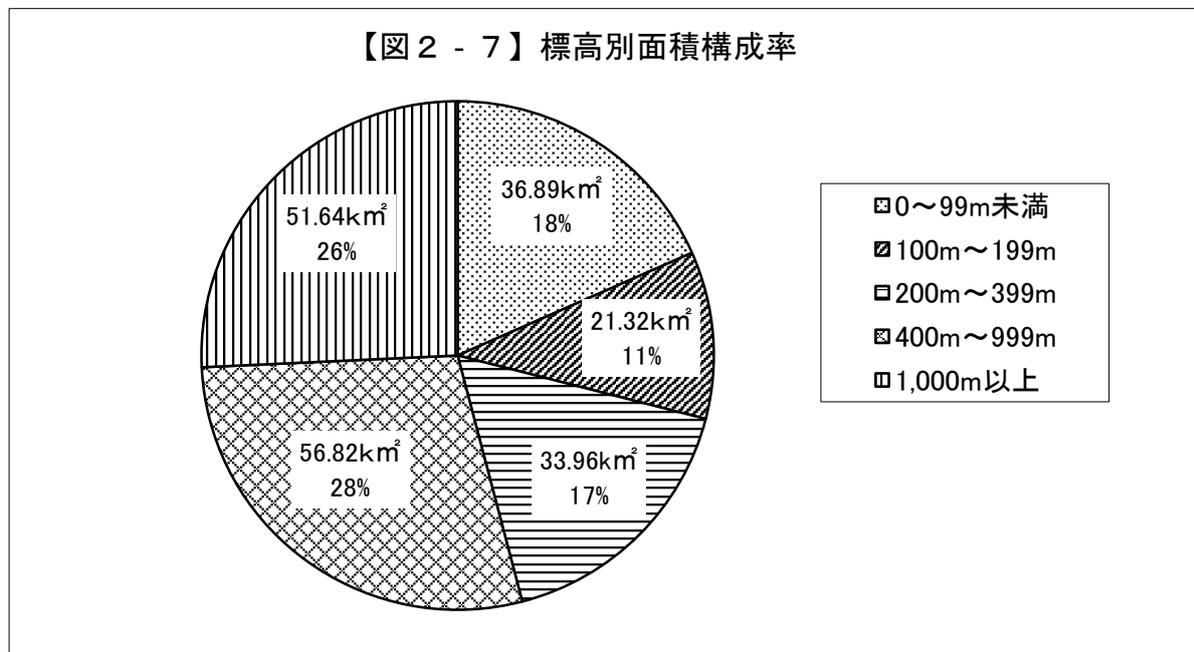
資料) 国勢調査



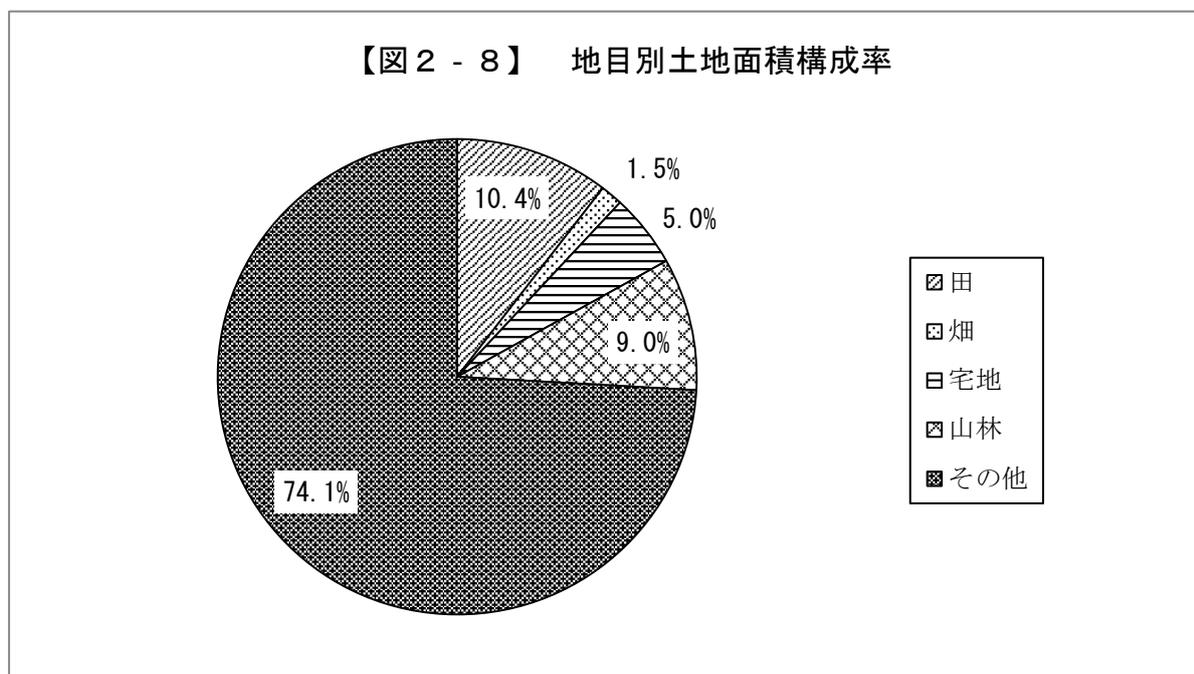
資料) 国勢調査

## 5 土地利用

本市は、標高 200m以上の土地が 7 割以上を占めており、地目別土地面積【図 2 - 8】については、その他（主に保安林）、山林以外では、田が 19.88k m<sup>2</sup>で 10.4%、宅地が 10.11k m<sup>2</sup>で 5.04%の順で占めています。



資料) 魚津市の統計



資料) 魚津市の統計

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現況

### 1 ごみ分別区分

本市のごみの分別区分【表3-1】です。

【表3-1】 ごみの分別区分

(令和8年4月1日現在のごみの分別区分)

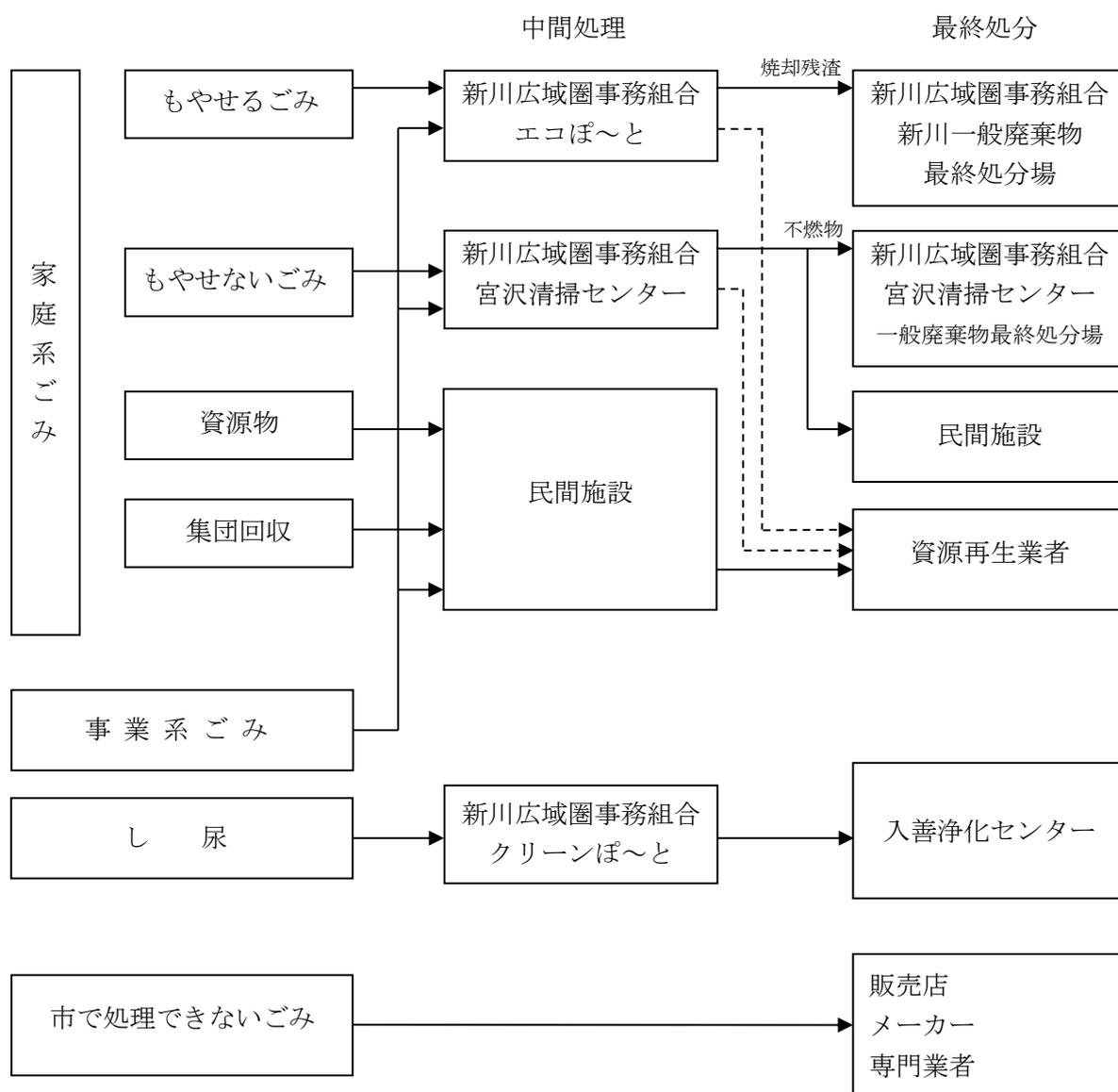
分別区分		ごみの種類	
市で収集するごみ (拠点回収含む)	もやせるごみ	生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣服、皮革製品 木くず、剪定枝(5cm角×30cm以内のもの)、草等	
	もやせないごみ(ビニール・プラスチック類・ゴム製品)	ビニール・プラスチック製品、ゴム製品、ふとん、毛布、タイヤ(ホイール無し)等	
	もやせないごみ (金物類・陶器類・ガラス類・粗大ごみ)	なべ、フライパン、ガラス、せともの 蛍光灯、乾電池、家具類、自転車・三輪車、 125cc未満のオートバイ等	
	資源物	プラスチック資源	プラスチック資源
		缶類	アルミ缶
			スチール缶
		びん類	無色びん
			茶色びん
			緑色びん
			その他びん
		ペットボトル	♻️マークのついたもの
		プラ製容器包装	♻️マークのついたもの
	紙製容器包装	♻️マークのついたもの	
古紙類	新聞紙		
	雑誌		
	広告紙		
	ダンボール 紙パック		
廃小型家電	使用済み小型家電		
インクカートリッジ	インクカートリッジ		
し尿			
市で収集しないごみ	事業系ごみ	事業活動により生ずるごみ	
	市で処理できないごみ	廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) 消火器、バッテリー、医療廃棄物、毒劇薬物、 ガスボンベ、バネ入りソファやマットレス、 125cc以上のオートバイ、ホイール付タイヤ、 ドラム缶、ペンキ、大きさ制限(2m×1.4m×1.2m)超過物、その他処理困難なものや危険なもの	

※エコぽ〜と基幹改良工事終了後(令和10年(2028年)3月)の分別区分は未定

## 2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、【図3-2】のとおりです。  
 廃プラスチックは、平成22年度から民間施設において焼却処分（発電利用）しています。  
 また、もやせるごみはエコぽ〜とで焼却し、発生した熱は隣接する入浴施設で利用されます。  
 市で処理できないごみについては、個別で販売店やメーカー、専門事業者へ直接申し込みによる処理となっています。

【図3-2】 ごみ処理の流れ

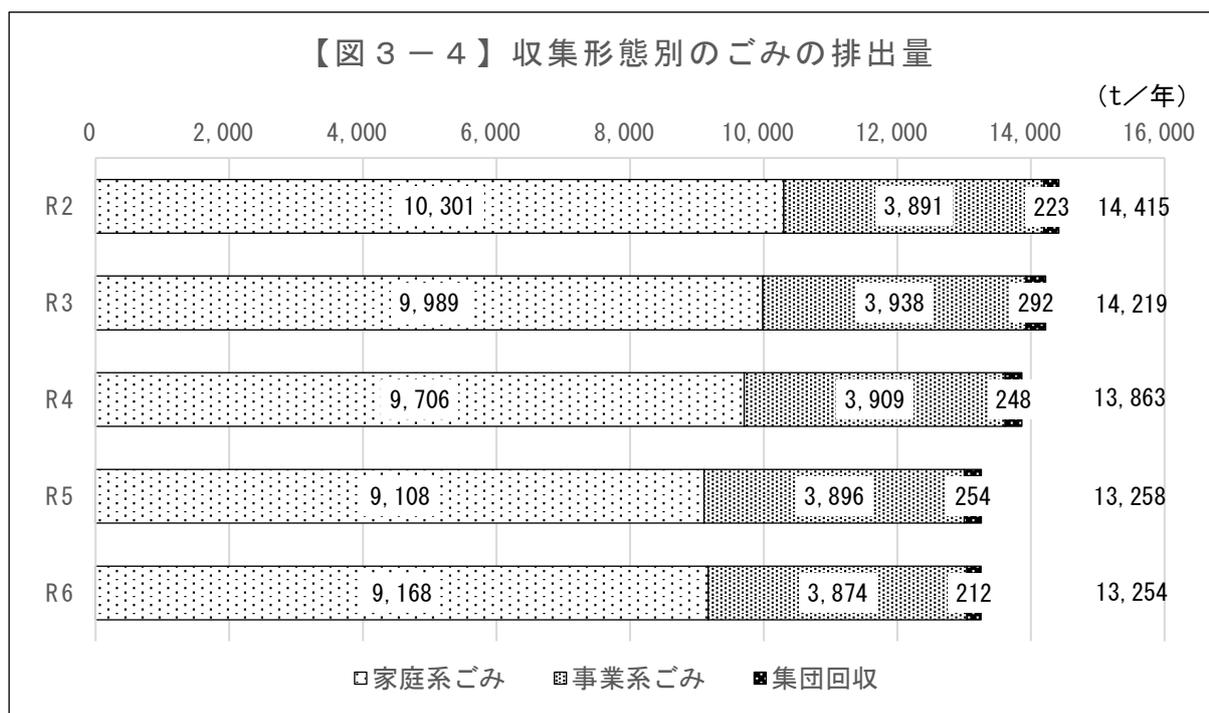
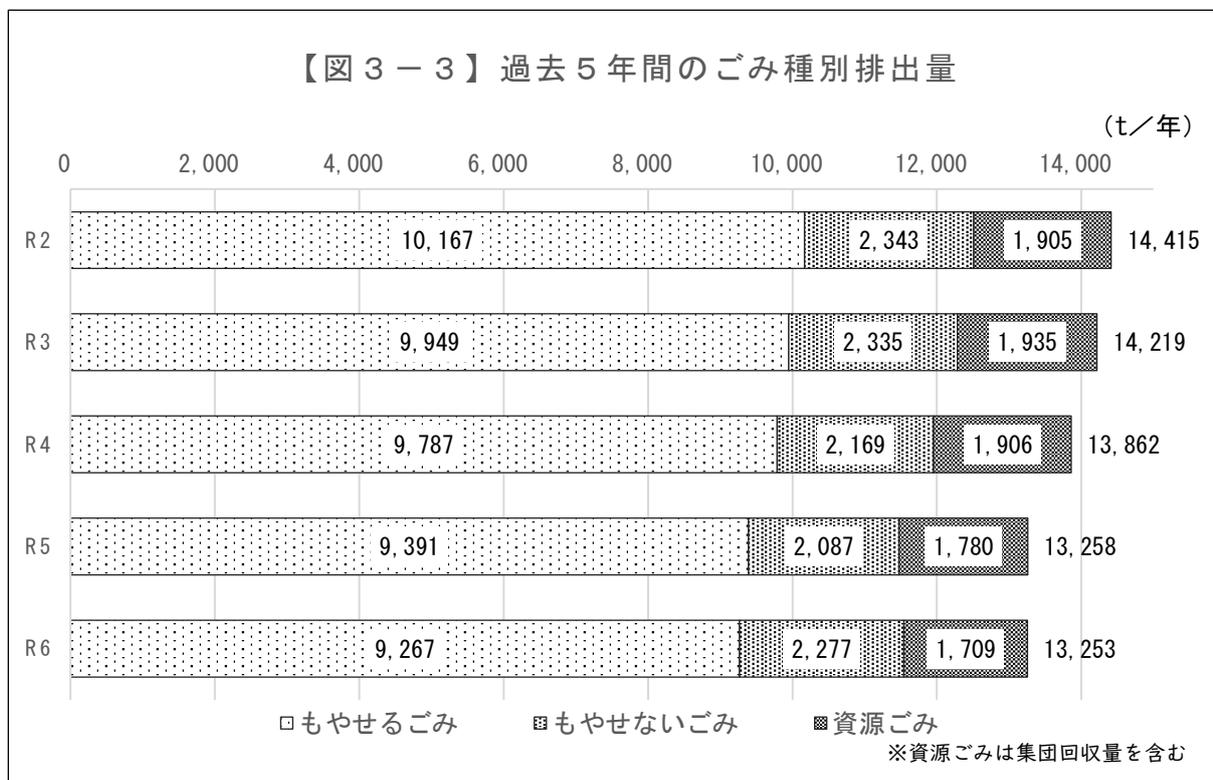


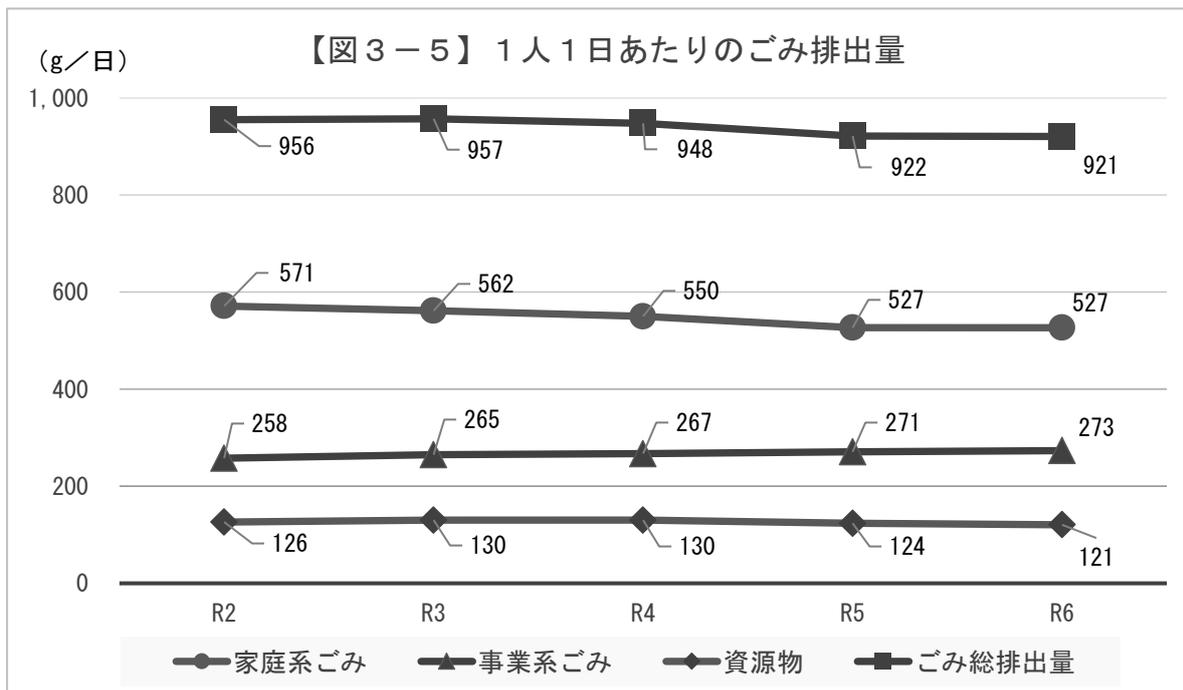
### 3 ごみ排出量の現況

本市の過去5年間のごみ種別排出量【図3-3】は、総量としては、減少傾向にあります。

収集形態別のごみの排出量【図3-4】は、家庭系ごみ収集と集団回収は減少傾向、事業系ごみは令和元年度以降、減少傾向となつてはいますが、概ね横ばい状態が続いています。

1人1日あたりのごみ排出量【図3-5】は、総排出量と家庭系では、毎年減少を続けていますが、事業系は令和5年度、令和6年度にかけて増加となりました。





#### 4 収集・運搬の現況

本市の収集体制【表3-6】です。

収集は民間事業者に委託しており、令和7年4月時点でもやせるごみ、もやせないごみについては、1,120箇所の地区ごみステーションにおいて指定袋、収集指定券で収集しています。

また、資源物については、146箇所の地区資源物ステーションと6箇所の常設資源物ステーション、5箇所の拠点回収により収集を行なっています。

なお、大きさ制限等により市で収集しないごみや、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、排出者による処理場への直接搬入または、許可事業者による収集運搬を行なっています。

【表3-6】 収集体制

区 分		収集容器等の指定	収集回数	収集方法	搬入先	
家庭系ごみ	もやせるごみ	指定袋 収集指定券	週2回	地区ごみステーション	エコぽ〜と	
	もやせないごみ	ビニール プラスチック ポリ製品 ゴム製品	指定袋 収集指定券	月3～4回	地区ごみステーション	宮沢清掃センター
		金物類 陶器類 ガラス類 粗大ごみ	指定袋 収集指定券	月1回	地区ごみステーション	宮沢清掃センター
事業系ごみ	自己処理、直接搬入 市の許可業者による収集運搬				エコぽ〜と 宮沢清掃センター	
資源物	アルミ缶 スチール缶 びん		月1回	地区資源物ステーション (146箇所) 常設資源物ステーション (6箇所) 拠点回収 (ペットボトルのみ)	民間施設	
	ペットボトル プラスチック資源 プラスチック製容器包装 紙製容器包装		月2回			
	新聞紙 雑誌 広告紙 段ボール 紙パック		随時	常設資源物ステーション (6箇所)		
	廃小型家電		随時	常設資源物ステーション (株魚津清掃会社のみ)		
し尿			随時	個別	クリーンぽ〜と	

※ 資源物については、ステーションの集積場所(かご)にそのものを出す。

ただし、新聞、雑誌、広告紙、段ボールについてはひも等でしばって出す。

※ 常設資源物ステーションについては、定期巡回し、一定量に達するたびに収集を行なう。

## 5 中間処理の現況

### 1) ごみ処理施設の概要

本市においては、本市のほかには黒部市、入善町、朝日町で形成する新川広域圏事務組合による広域的なごみの中間処理を従来から行っています。

ごみの中間処理施設の概要は、【表3-7】、【表3-8】、【表3-9】のとおりです。

また、資源ごみの中間処理については、すべて民間委託しています。

処理施設ごとの処分量【図3-10】につきましてはエコぽ〜と、宮沢清掃センター、クリーンぽ〜と全てにおいて減少傾向となっています。

【表3-7】 ごみ焼却施設の概要

施設名称	エコぽ〜と
所在地	下新川郡朝日町三枚橋 188-1
敷地面積	13,726 m <sup>2</sup>
処理形式	准連続燃焼方式
処理能力	174 t / 16 h (58 t / 16 h × 3 炉)
竣工年月	平成 12 年 3 月

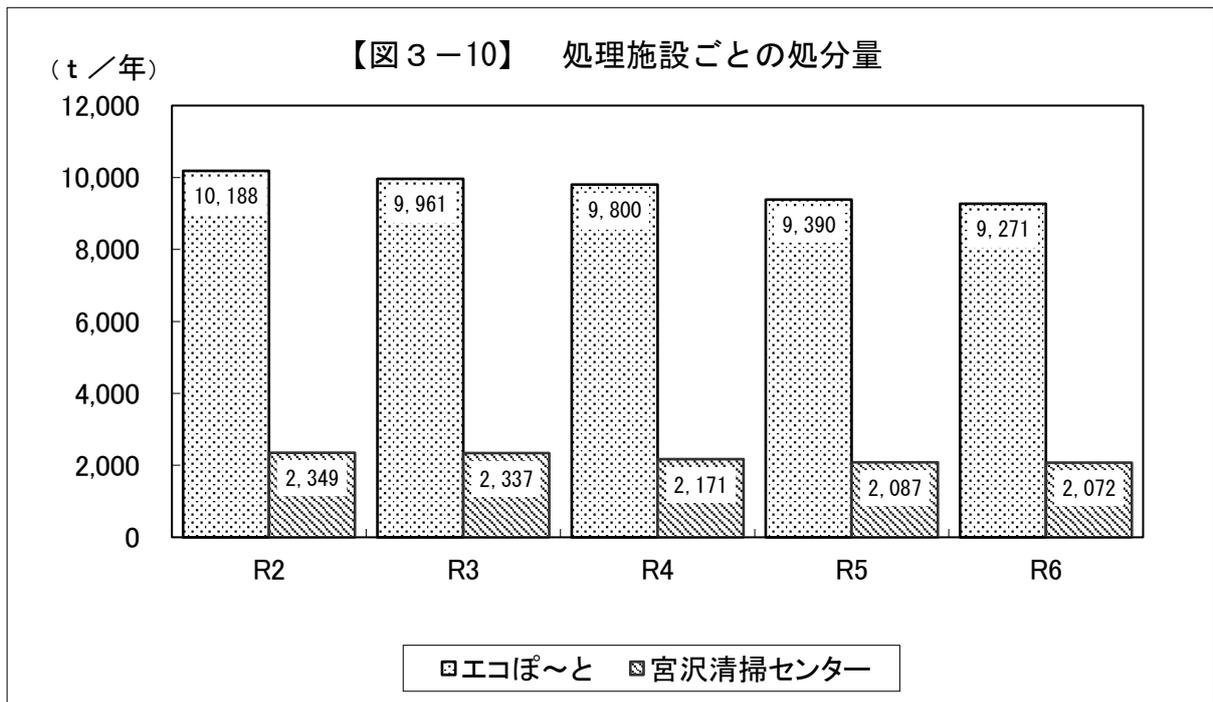
※令和8年4月現在基幹改良工事中（令和10年（2028年）3月の完成予定）

【表3-8】 不燃物処理施設の概要

施設名称	宮沢清掃センター
所在地	黒部市宮沢 99 番地
敷地面積	5,900 m <sup>2</sup>
処理形式	NKK回転式横型破碎機
処理能力	40 t / 5 h
竣工年月	平成 2 年 3 月

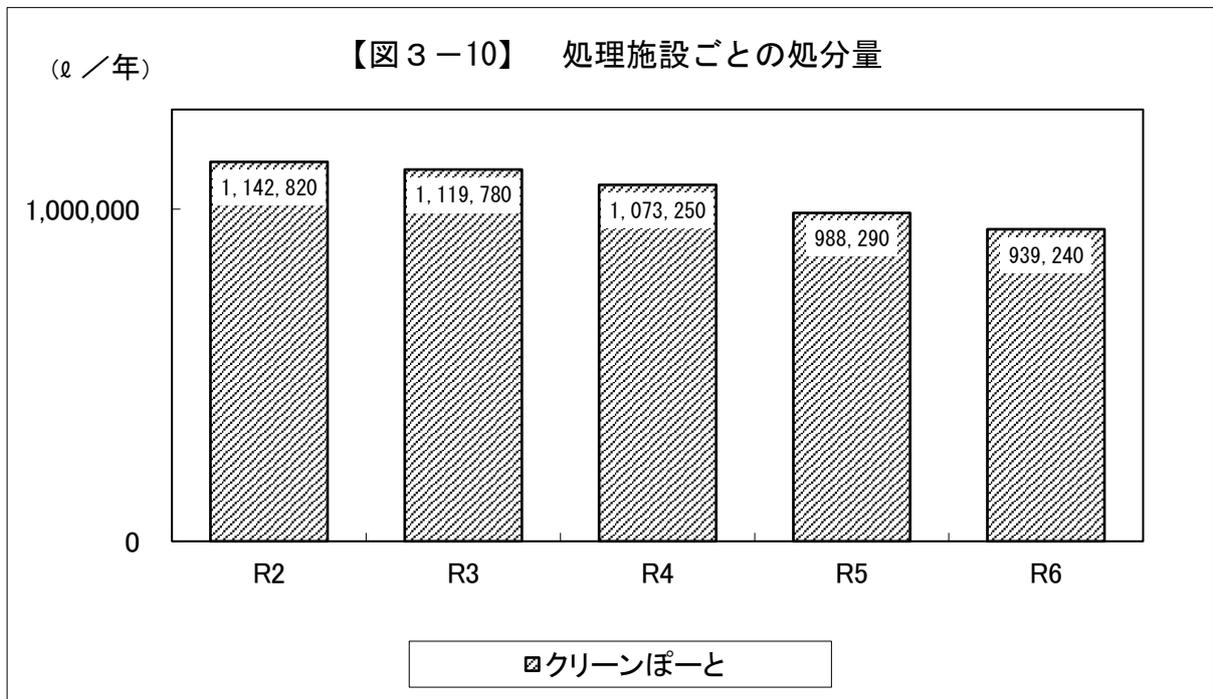
【表3-9】 し尿処理施設の概要

施設名称	クリーンぽ〜と
所在地	入善町板屋 311 番地
敷地面積	1615.94 m <sup>2</sup>
処理形式	前処理希釈放流方式
処理能力	22 キロリットル / 日
竣工年月	平成 22 年 3 月



※直接埋立の土砂を除く。

※魚津市分のみ



※魚津市分のみ

## 6 最終処分状況

中間処理を終えたごみ、中間処理を必要としないごみについて、新川広域圏事務組合の計画により埋立て処分、民間事業者による処分、再利用事業者への譲渡・その他の処分を行っています。

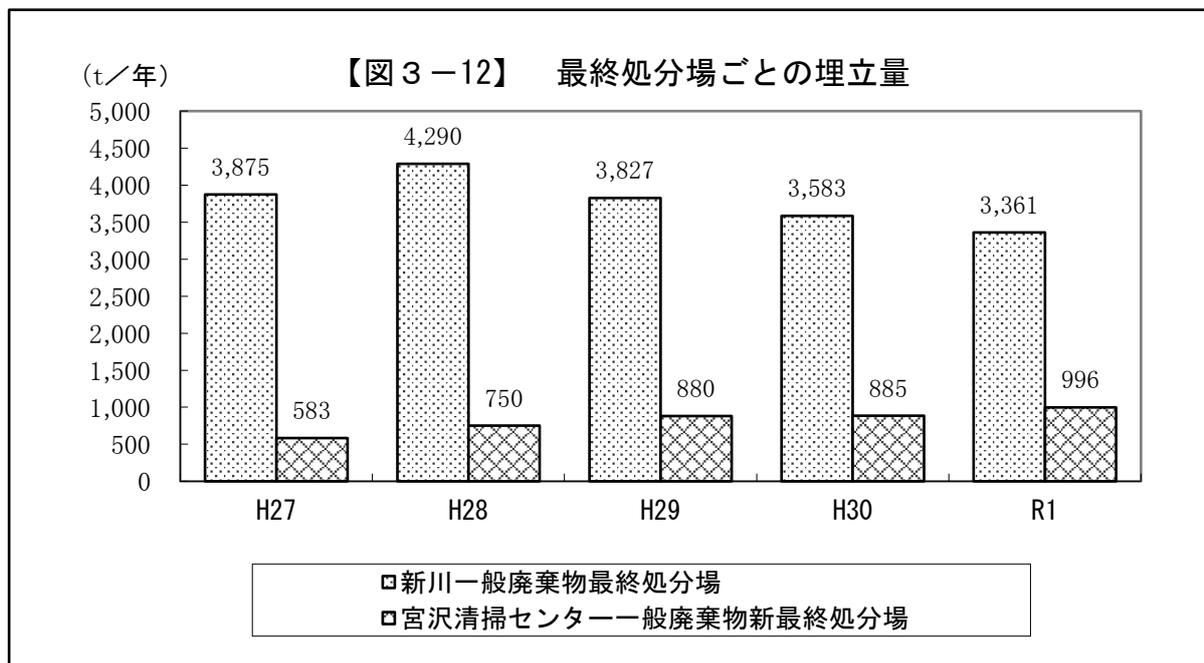
最終処分場の概要については【表3-11】のとおりです。

また、過去5年間の各処分場の埋立量【図3-12】は、新川一般廃棄物最終処分場においては減少傾向にあります。宮沢清掃センター一般廃棄物新最終処分場では増加傾向にあります。

【表3-11】 最終処分場の概要

名称	新川一般廃棄物最終処分場
所在地	魚津市吉野 2330 番地
埋立開始年度	平成 12 年度
埋立終了年度	令和 26 年度
埋立面積	12,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	165,262 m <sup>3</sup>
埋立方式	準好気性埋立構造、サンドイッチ工法
汚水処理能力	110 m <sup>3</sup> /日
汚水処理方式	沈砂槽+調整槽+接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒
処理対象物	焼却残渣、不燃物

名称	宮沢清掃センター一般廃棄物新最終処分場
所在地	黒部市宮沢 99 番地
埋立開始年度	平成 25 年度
埋立終了年度	令和 29 年度
埋立面積	3,300 m <sup>2</sup>
埋立容量	54,000 m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ工法
汚水処理方式	黒部市下水道処理
処理対象物	破碎不燃物



## 7 減量化・資源化の現況

### 1) 集団回収の実績

本市では、各地域の自治会・子ども会などの回収団体が実施する資源（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）回収に2.5円/kgの報奨金を交付することにより、ごみの減量化と資源の再生利用の促進を図っています。

第1次計画策定時の平成28年度には延94団体が回収実施していましたが、令和元年度には延74団体となり、令和2年度以降はコロナ禍の影響で集団回収を休止した団体も多く、回収量は大きく減少し、その後の回収量はほぼ横ばいとなっています。

令和3年度および令和5年度は、対前年比で増加しましたが、傾向としては人口減少、少子化等の影響により、自治会・子ども会などの回収団体数は減少し、それに伴い、回収量も減少傾向にあります。

【表3-13】 集団回収量の実績

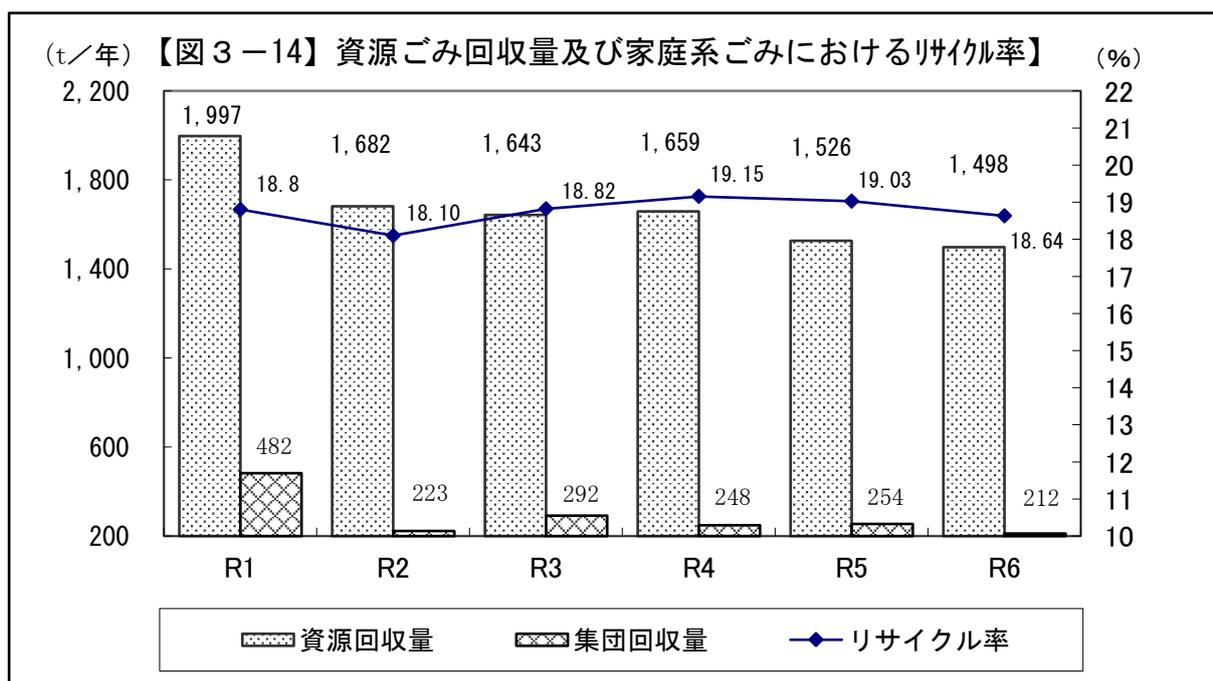
(単位：kg)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新聞	273,838	107,730	153,370	126,886	135,271	101,871
雑誌	87,587	38,399	530,07	40,368	47,840	32,775
ダンボール	116,722	75,793	840,44	78,855	69,053	75,423
紙パック	1,019	452	627	574	620	535
アルミ缶	2,476	890	892	1,243	1,357	1,079
計	481,642	223,264	291,940	247,926	254,141	211,683

※アルミ缶については、報奨金交付対象外品目

### 2) 資源化の状況

過去5年間の資源ごみ回収量の実績と家庭系ごみにおけるリサイクル率【図3-14】は、平成27年度(19.85%)をピークに減少傾向にあります。特に集団回収量が大きく減少しています。

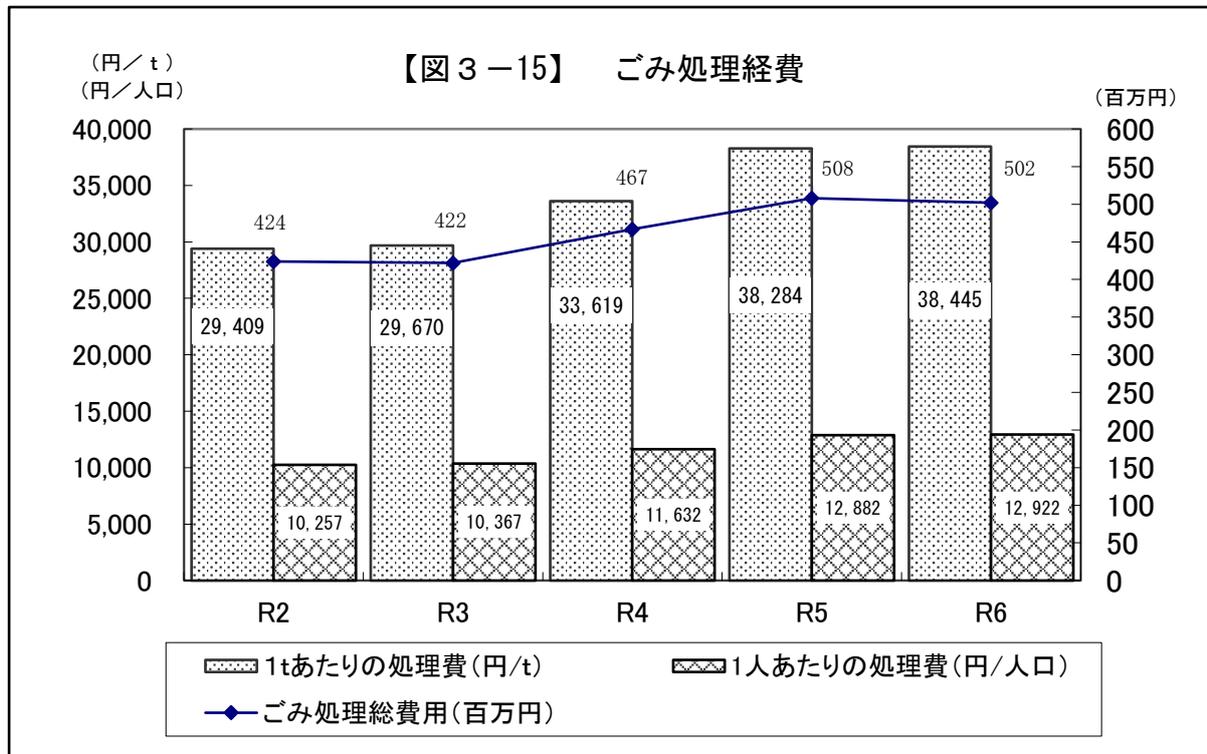


※リサイクル率 = 資源回収量 + 集団回収量 / 家庭系ごみ収集量(資源物含む) + 集団回収量

## 8 ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費【図3-15】です。

経費の内容は、新川広域圏事務組合管理による各処分場の維持管理費用の分担金と、ごみの収集運搬・処分等の費用となっています。



## 9 ごみ処理における課題

ごみ処理及び処分の現状から抽出される課題について整理します。

区分	課題
排出量	① ちゅうかいるい 厨芥類 ※1、紙類を中心とした減量化の推進
収集運搬	② 効率的で効果的な収集運搬体制の検討 ③ 適正分別・排出の徹底 ④ スプレー缶やリチウムイオン電池による発火防止対策 ⑤ ごみステーションの維持管理体制 ⑥ 不法投棄対策
処理処分	⑦ 広域での施設整備への対応
減量化	市民・事業者・行政が協働して取り組む体制づくり ⑧ 新たな取り組みの検討 ⑨ 意識啓発の強化
資源化	資源化しやすいシステムづくり ⑩ 資源ごみの収集システムの見直し、検討 ⑪ 新たなごみの資源化方法の検討
処理経費	⑫ 効率的で効果的な取り組みによるごみ処理経費の抑制
温室効果ガスの排出抑制	⑬ ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制

※1・・・台所から排出されるごみ

第1次計画に引き続き、今後も、これらの課題に対応していくための取り組みが必要となります。令和8年4月から新川広域圏事務組合で実施するプラスチック資源一括回収は、

- ・⑧ 新たな取り組みの検討
- ・⑨ 意識啓発の強化
- ・⑩ 資源ごみの収集システムの見直し、検討
- ・⑪ 新たなごみの資源化方法の検討

以上の課題解決に向けた取り組みであり、ゴミの減量化・資源化に寄与するものです。

## 第2節 ごみ処理基本計画

### 1 基本目標と基本方針

本市は、緑の山々と片貝川の清流などの豊かな自然に恵まれています。

私たちの生活に潤いややすらぎを与えてくれる自然環境を後世に残していくためには、効率的なごみ処理の推進を図るとともに、ごみの量を削減し環境にやさしい地域社会をつくる必要があります。

第1次計画に引き続き、本計画においても環境にやさしい循環型社会の形成を進めることを基本目標とします。

基本目標

**環境負荷が少ない循環型社会の形成**

基本目標を実現するために、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

**基本方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進**

循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協働してごみの減量化と資源化ができる仕組みづくりを進めていきます。

**基本方針2：環境負荷の少ない処理システムの構築**

環境への負荷を軽減するため、社会情勢に応じた分別区分の設定、地域性に応じた効率的な収集体制、循環型社会に適応した資源化など、効率的で効果的な処理を進めていきます。

## 本計画とSDGsとの関係

「基本目標」を実現するため、SDGs\*（持続可能な開発目標）と一体的に推進します。中でも特に一般廃棄物処理との関連の深いターゲットについては次のとおりです。

番号	目標
	<b>住み続けられるまちづくりを</b> ・都市を包括的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする
	<b>つくる責任 つかう責任</b> ・持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	<b>海の豊かさを守ろう</b> ・海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>陸の豊かさを守ろう</b> ・森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

\*SDGs：国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17の国際目標と169のターゲット（達成基準）からなり、誰一人取り残さないことを目指し先進国と途上国が一丸となって取り組む国際社会全体の目標。

## 2 基本目標のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、役割を自覚し、互いに協力することが重要となります。

### 市民の役割

#### (排出者としての責任)

- ・市民一人一人がごみ排出者としての責任を自覚し、分別を徹底し、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。
  - ・地区ごみ・資源物集積場を管理し、その周辺の清潔保持に努めなければなりません。
  - ・市の行う施策（4R推進等）に協力するよう努めなければなりません。
- 「4R」とは
- ・使い捨て容器入りの製品は詰め替え用を購入する等、捨てるものを減らす。(リデュース)
  - ・使い捨て商品の使用を控え、再利用できるものを使う。(リユース)
  - ・資源となるものを資源物として排出する。(リサイクル)
  - ・買い物にはマイバッグを持参する、不必要なものは買わない。(リフューズ)

### 事業者の役割

#### (排出者としての責任)

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなくてはなりません。
- ・生ごみや紙ごみなどの発生、排出抑制に努め、資源として再利用できるものを分別し、資源回収業者への引渡しに努めなければなりません。
- ・その他、ごみの分別の徹底、従業員への教育の実施、事業所間の連携による回収、内部処理の推進や再生品の積極的利用を図るなどして、減量化・資源化を推進するよう努めなければなりません。

#### (生産者としての責任)

- ・過剰包装を抑制し、生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないよう工夫しなければなりません。
- ・資源回収ボックスの設置による店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルしやすい仕組みを作るよう努めなければなりません。

### 行政の役割

#### (排出者としての責任)

- ・市は、自らも事業者として率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

#### (安心で効率的なごみ処理体制の構築)

- ・市民や事業者に対し、役割と責務の周知徹底を図り、指導、啓発を行ないます。
- ・市民・事業者・行政が協働して、地域事情にあわせた、減量化・資源化しやすい仕組み、体制の整備を図ります。
- ・社会情勢の変化に適合した、環境に負荷の少ない、効率的で効果的な施策の推進を図ります。

### 3 目標の設定

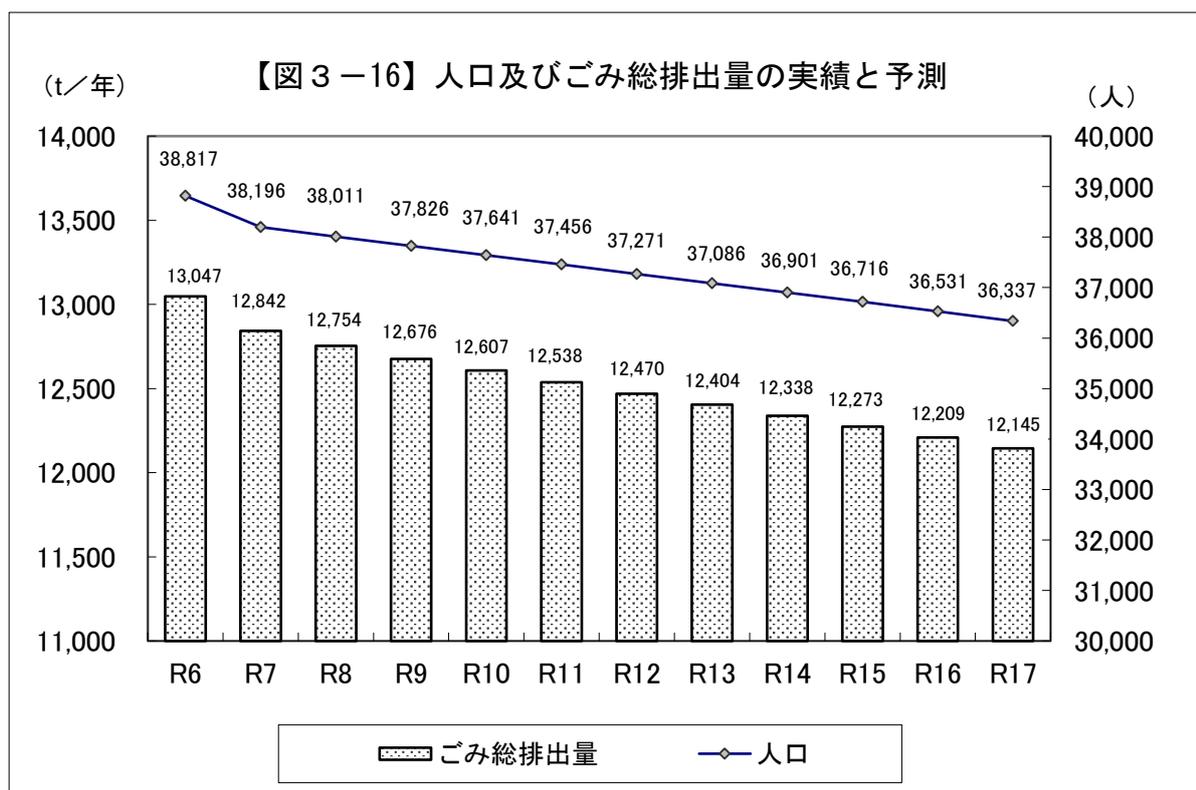
#### 1) 人口及び総排出量の予測

人口及びごみ総排出量の将来推計【図3-16】です。

将来人口は、第5次魚津市総合計画策定に当たって人口推計された将来人口（住民基本台帳及び外国人登録人口を用いた人口推計）を将来の推計値として採用しました。

本市の人口は、令和7年10月1日現在で38,157人でした。今後も緩やかに減少するものと予測され、目標年度の令和17年度（2035年度）で、36,337人を見込んでいます。

ごみの総排出量の将来推計については、令和6年度の年間1人あたりのごみの排出量の実績値（336.11kg）を各年度の人口推計値に乗じて算出しました。



令和2年から令和7年は資料住民基本台帳(各年10月1日)外国人登録者を含む  
 令和8年から令和17年(2035年)は「魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和3年改訂版)」を基に算出

## 2) 数値目標の設定

令和6年度を基準として、第1次計画に引き続き、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれ廃棄物の減量化、資源化、適正処理を行っていく上で具体的な目標数値を定め、総合的な施策の推進による達成を目指します。

人口減少によるごみの排出量減少は考慮せず、1人1日あたりの排出量を減らすことを目標とします。

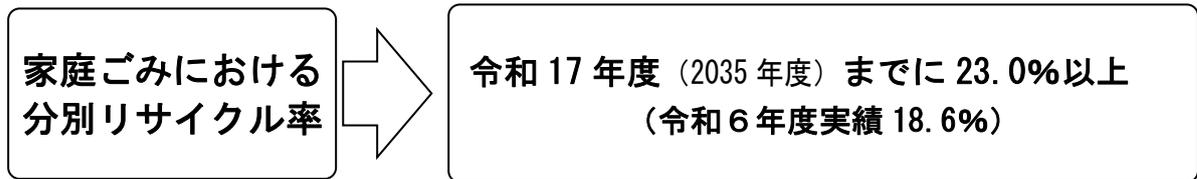
本市における将来のごみ減量化などの目標値については、以下のとおりとします。

### (1) 減量化の目標



1人1日あたりの令和6年度実績800グラムを、令和12年度には750グラム、令和17年度までに700グラムと目標を設定します。

### (2) リサイクル率の目標



リサイクル率は、通常、事業系のごみや処理場における資源化量などを含めて算出しますが、処理場の管理運営が新川広域圏事務組合ということもあり、市が市民に対して行うリサイクル啓発の進捗度を測るため、本市では、家庭ごみにおける分別リサイクル率の向上を目標に掲げます。

令和2年以降、資源物回収の機会の減少等を背景にリサイクル率は低迷していますが、令和8年4月から新川広域圏で実施する「プラスチック資源一括回収」を機にリサイクル率の上昇を目指し、計画最終年度の令和17年度には分別資源化率 23.0%を目指します。

#### 【1人1日あたりのごみ排出量】

		令和2年度 (実績)	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
減量化の目標	一般廃棄物の 年間排出量 (1人1日あたり)	829g	800g	750g	700g
リサイクルの目標	家庭ごみにおける 分別資源化率	18.1%	18.6%	20.0%	23.0%

項目	数値目標の設定根拠	基本方針との関連
減量化の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の年間排出量（令和6年度）は令和2年比で約4%減。</li> <li>・年間約1%の減量为目标として、最終目標年度の令和17年度（2035年度）には令和6年度比で11%以上の減量を目指します。</li> </ul>	基本方針1の達成状況を把握する
リサイクルの目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月開始予定の、プラスチック資源一括回収により、家庭ごみ（もやせないごみ）の一部が資源となります。プラスチックがごみとして排出される量を減らし、最終目標年度の令和17年度（2035年度）に、分別資源化率23.0%を目指します。</li> </ul>	基本方針1・2の達成状況を把握する

### （3）最終処分量の目標

最終処分量については、前節の【図3-12】であげたとおりですが、新川広域圏事務組合の事業であり、新川広域圏全体での数値となっているため、数値目標の設定はしません。

しかし、ごみの排出量の減量は、最終処分量の減量にもつながるので、ごみの排出抑制に努めます。

### （4）し尿

し尿収集量は、毎年減少しています。今後も収集量は減少していくものと考えられます。

#### 【し尿収集量の推移】…令和7年度以降は見込み

年 度	し 尿	
	収集量 (ℓ)	前年比
R 2	1,142,820	0.873
R 3	1,119,780	0.980
R 4	1,073,250	0.958
R 5	988,290	0.921
R 6	939,240	0.941
R 7	877,250	0.934
R 8	819,352	0.934
R 9	765,274	0.934
R10	714,766	0.934
R11	667,592	0.934
R12	623,531	0.934
R13	582,378	0.934
R14	543,941	0.934
R15	508,041	0.934
R16	474,510	0.934
R17	443,192	0.934

※し尿の収集量見込みは、過去5年間（R2～6）の前年比の平均をとった結果、0.934となったので0.934を係数として算出しました。

## 4 目標達成に向けた主な取組

目標達成に向けて、前節にあげた課題を解決するために以下の取組を行います。

- 取組1 生ごみ、剪定枝のリサイクルシステムの構築（対応課題：①、⑧、⑨、⑩、⑫）  
市内に生ごみ、剪定枝の資源化を目的とした処分の許可事業者がいることから、市民向けの生ごみ、剪定枝のリサイクルシステムの構築に向けて研究を進めます。
- 取組2 集団回収の支援（対応課題：①、⑨）  
資源回収団体への報奨金制度を継続し、紙類のごみの減量化・資源化を図るとともに、ごみ処理のコスト削減や市民の資源に対する意識の向上を図ります。
- 取組3 ごみ減量化・資源化の推進（対応課題：①、③、⑧、⑨、⑩、⑬）  
食品ロスの削減や4R活動（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進により、ごみの減量化・資源化を図ります。ごみの減量化による温室効果ガスの排出量削減及び4R活動の啓発による海洋プラスチックごみの削減を図ります。  
また、紙類については減量化・資源化しやすい仕組みづくりを研究します。
- 取組4 ごみ処理手数料の見直し（対応課題：①、⑨、⑫）  
ごみ処理に必要な処理費用に応じた費用負担を求め、適正な手数料を定期的に見直すことにより、ごみの減量化の動機付けになるよう新川広域圏事務組合へ働きかけます。
- 取組5 収集体制の見直し（対応課題：②、④、⑩）  
地域事情や社会情勢に適応した、より効率的で効果的な収集体制の見直しを検討します。
- 取組6 ごみの分別ガイド及びカレンダーの充実（対応課題：③、④）  
ごみ・資源物の分別ガイドを作成及びごみカレンダーを充実させることで、ごみの分別や排出方法の周知・徹底を図り、減量化・資源化への意識啓発を行います。
- 取組7 特別管理廃棄物及び適正処理困難物の適正処理（対応課題：③）  
感染性医療廃棄物などの特別管理廃棄物や、適正処理困難物については、市では処理できないことから、排出者の責任において各専門事業者などへ委託して適正に処分するよう周知徹底を図ります。
- 取組8 ごみステーションの管理、ごみ排出ルール厳守の徹底（対応課題：③、④、⑤）  
ごみステーションの利用者は、自らの責任においてステーション及びその周辺の清潔保持等に努め、また排出ルールを厳守するよう、地域住民による管理体制の徹底を図ります。
- 取組9 不法投棄防止の強化（対応課題：⑥）  
不法投棄が重大な犯罪であることを広く周知を図るとともに、自分の地域は自分で守るという意識の啓発を図り、地域住民に協力を求めながら、監視体制を強化し、関係機関とも連携して不法投棄の防止に努めます。
- 取組10 ごみ処理施設の適正管理の推進（対応課題：⑦）  
社会情勢に即したごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進し、施設の長寿命

化・延命化を図れるよう、管理運営をしている新川広域圏事務組合へ働きかけます。

取組 11 ごみ処理施設における資源回収の推進（対応課題：⑦、⑪）

ごみとして搬入されたものの中から、資源となり得るものを選別し資源化を図り、最終処分量の減量化を図れるよう、管理運営をしている新川広域圏事務組合へ働きかけます。

取組 12 ごみ処理施設における温室効果ガス排出抑制に資する施設の整備（対応課題：⑦、⑬）

施設を更新又は改修の際には、できる限り温室効果ガスの排出量の抑制に資するよう、管理運営をしている新川広域圏事務組合に働きかけます。

取組 13 廃棄物減量等推進員制度の活用（対応課題：⑧、⑨）

地域の事情にあった減量化・資源化の啓発推進を図るため、廃棄物減量等推進員の活動を積極的に展開してもらえるような体制づくりに努めます。

取組 14 不用品の再利用の推進（対応課題：⑧、⑨、⑫）

不要としている人から必要な人に情報が届くような、システムの構築の検討を行うとともに、イベント等で情報提供を充実し、市民による不用品の再利用を促進します。

取組 15 ごみの新たな資源化方法の取組（対応課題：⑧、⑪）

新たに資源化の図れるごみや、既に資源化を行っているごみについて、より効率的で効果的な資源化方法を実施します。

取組 16 環境教育の推進（対応課題：⑨）

施設見学や出張講座などを開催し、環境問題に対する意識の向上、啓発を図ります。  
また、次の世代を担う子どもたちへの意識啓発が重要と考えられることから、学校教育における環境教育を推進します。

また、上記の主な取組以外についても、社会情勢を踏まえ、必要に応じて関係機関等と協議しながら、進めていくこととします。